

## 請負工事等自主管理作業要領

制 定 平成 21 年 9 月 7 日交施第 375 号（部長決裁）

最近改正 令和 6 年 3 月 7 日交施第 918 号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要領は、営業線及びこれに近接して行う請負工事、委託業務等の作業において、鉄道工事の特殊性を理解し、安全に関する事項を遵守し、決められたルールの周知徹底を図り、輸送及び工事の安全を確保することを目的とする。

### （適用範囲）

第 2 条 横浜市交通局（以下「当局」という。）発注の施設の建設、改良、整備及び保全に係る請負工事及び委託業務並びに当局が指定した近接施工（以下「請負工事等」という。）で、技術管理部及び工務部が管理する営業線内又は近接区域で行うもののうち、当局が自主管理作業と定めた請負工事等に適用する。

### （用語の定義）

第 3 条 この要領に使用されている主な用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 自主管理作業 自主管理作業責任者の指揮監督のもとで、列車の安全運行を確保して行う作業をいう。
- (2) 自主管理作業責任者（甲種） 請負人又は受託者が選定した者のうち、当局の教育、訓練を受講し認定を受けた者で、請負工事等で、列車等の運転に直接関わる線路の保守工事等において、請負工事等に従事する他の作業員を指揮監督して、列車等の運行の安全確保及び作業の責任を負う、請負工事等に従事する作業員（以下「作業員」という。）をいう。鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成 13 年国土交通省令第 151 号）第 10 条に規定する列車等の運転に直接関係する作業を行う係員に相当する。
- (3) 自主管理作業責任者（乙種） 請負人、受託者又は近接施工における協議者（以下「請負人等」という。）が選定した者のうち、当局の教育、訓練を受講し認定を受けた者で、請負工事等で、構造物及び設備等の保守その他これに類する作業において、他の作業員を指揮監督して、列車等の運行の安全確保及び作業の責任を負う作業員をいう。
- (4) 安全確認者 請負人等が選定した者のうち、当局の講習を受講し認定された者で、請負工事等において、自主管理作業責任者の指揮監督のもと、作業終了後に跡確認を行い列車の運行に対する安全を確認する作業員をいう。
- (5) 線路内 営業線の軌道及び構造部の包含する区域をいう。（別図－1、2、3）
- (6) 近接区域 営業線の線路内に近接している区域をいう。軌道階にあって、軌道と区分されている場合のポンプ室、電気室等を含む。（別図－1、2、3）
- (7) 現場安全二重チェック 当日の作業終了後に、列車の安全運行を確保するため、自主管理作業責任者と安全確認者がそれぞれ責任を持って跡確認を行うことをいう。
- (8) 線閉登録システム 保守作業施行間合に実施する線路閉鎖工事等の管理を行うシステム又はその出力されたデータをいう。

- (9) 監督員等 請負工事等の営業線内安全作業要領(平成8年10月2日電車部達第24号。以下「営業線内安全作業要領」という。)第3条第4号に規定する監督員等をいう。
- (10) 主任技術者等 複数の業種(施設、建築、機械設備、電力、信号通信)を含む請負工事等(近接施工を除く。)において、請負人等と異なる業種の主任技術者又は専門作業に対する十分な知識・経験を有する作業員をいう。

(自主管理作業責任者等の手続き)

第4条 請負人等が行う自主管理作業責任者等に関する手続きは、次の各号による。

なお、自主管理作業責任者の資格認定については、自主管理作業責任者資格認定要領(平成24年1月20日交施第538号。以下「認定要領」という。)に定めるところによる。

- (1) 自主管理作業責任者(甲種)を必要とする請負工事等を契約した請負人又は受託者は、自主管理作業責任者(甲種)として資格認定されている元請会社の社員の中から、契約した請負工事等に従事する者を選定し、認定要領第6条に定める契約後現場認定教育を受講するものとする。
- (2) 自主管理作業責任者(乙種)を必要とする請負工事等を契約した請負人等は、契約した請負工事等に従事する自主管理作業責任者(乙種)の申請者を元請会社の社員の中から選定し、認定要領第6条に定める乙種認定教育を受講のうえ、資格認定を受けるものとする。
- (3) 安全確認者を必要とする請負工事等を契約した請負人等は、契約した請負工事等に従事する安全確認者の申請者を元請会社の社員又は1次下請会社の社員の中から選定し、当局で行う認定要領第6条に定める安全確認者講習を受講のうえ、資格認定を受けるものとする。

(自主管理作業の人員配置)

第5条 自主管理作業と定めた請負工事等において、線路内又は近接区域で作業を行う場合、自主管理作業責任者及び安全確認者は作業現場ごとに常時1名ずつ配置するものとする。

- 2 自主管理作業責任者(甲種)は、線路閉鎖工事(横浜市高速鉄道線路閉鎖取扱規程(昭和47年11月2日交通局達第102号。以下「線路閉鎖規程」という。)第3条に規定する線路閉鎖工事をいう。)において、線路閉鎖規程第9条に規定する線路閉鎖工事責任者(以下「線閉工事責任者」という。)に指名された場合は、線閉工事責任者を兼務するものとする。
- 3 自主管理作業責任者(乙種)は、線路閉鎖規程第3条第4号から第7号に掲げる線路閉鎖工事又は作業において、線閉工事責任者に指名された場合は、線閉工事責任者を兼務するものとする。
- 4 自主管理作業責任者は、工事等作業責任者(営業線内安全作業要領第3条第2号に規定する工事等作業責任者をいう。)に該当する。
- 5 現場代理人、監理技術者(主任技術者)及び現場責任者は、自主管理作業責任者を兼任することができる。なお、自主管理作業責任者の資格認定をもつ者は安全確認者の業務を行うことができる。ただし、同一作業日においては、自主管理作業責任者と安全確認者の兼任はできない。

(自主管理作業責任者の任務)

第6条 自主管理作業責任者の主な任務は以下のとおりとし、その作業に責任を持たなければならない。

(1) 自主管理作業予定表(様式-1)又は作業予定日報(様式-2)の送付

様式-1:主に土木・軌道に適用、様式-2:主に建築・機械設備・電力・信号通信に適用  
次に定める事項を記載した書類を監督員等及び必要に応じて監督員等が指定する部署に送付すること。

- ア 工事・委託件名
- イ 施工者(請負人)名
- ウ 施工日付
- エ 自主管理作業責任者名
- オ 自営PHS
- カ 緊急連絡先(携帯等)
- キ 作業区間・作業内容
- ク 週間工程表からの変更の有無
- ケ 監督員等の立会いの有無
- コ 主任技術者等の立会いの有無
- サ 保守用車両使用の有無
- シ 線路閉鎖の有無
- ス 保守用車両格納予定位置
- セ 入場駅
- ソ 入場人数
- タ 退場駅
- チ 移動ルート
- ツ その他、監督員等から指示された事項

(2) 作業開始前打合せ及び線閉登録システムの確認

(3) き電停止の確認

(4) 線路内の立ち入り

線路内への立ち入りに際しては、作業員の人数を確認するとともに総合司令所等でき電停止を確認し、立ち入るものとする。

(5) 作業中の異常事態の連絡及び対応

(6) 作業終了確認

現場安全二重チェックを実施し、その場で現場安全二重チェックシート(様式-3)に記録し、速やかに対面又はメール等で監督員等に提出するものとする。

なお、現場安全二重チェック終了後「安全確認写真」を撮影し、監督員等の指示があった場合は提示できるように保存しておくものとする。

また、現場安全二重チェックを実施する範囲は、片付け場所を含めた立ち入ったすべての場所とする。

(7) 線路内からの退出

作業終了後、線路内から退出する際は作業員の人数を確認するものとする。

(8) 作業終了連絡

作業終了確認を実施し、線路内から退出後、その場で総合司令所に連絡する。

(9) 監督員等への工事日報の報告

(10) その他、当局職員より指示された事項

(安全確認者の任務)

第7条 安全確認者は作業現場ごとに配置され、列車の安全運行を確保するために作業終了から作業終了報告連絡完了までの間、自主管理作業責任者と現場安全二重チェックに専従するものとする。

(作業時の携行品等)

第8条 自主管理作業責任者は、自営PHSを必ず携帯しなければならない。

2 自主管理作業責任者及び安全確認者は、別表第1に定める腕章を作成し、着用しなければならない。

3 自主管理作業責任者は、線閉工事責任者を兼務するときは、前項の規定にかかわらず、線路閉鎖規程第11条第1項に規定する腕章を着用しなければならない。

(自主管理作業安全管理計画書の作成)

第9条 請負人等は、次に定める事項を記載した自主管理作業安全管理計画書を作成し、監督員等の承諾を受けるものとする。

(1) 作業終了後の跡確認方法（役割分担、点検範囲、仮置き資機材、建築限界、警戒灯回収等）

(2) 自主管理作業責任者名簿（電話番号、メールアドレス、資格認定番号等）

(3) 作業開始及び終了後の確認方法（線閉登録システム、き電停止、線路内の立ち入り連絡、入退出人数、退場駅施錠等）

(4) 異常発生時の連絡及び警備体制

(5) その他必要な事項

2 請負人等は、初回の自主管理作業において、前項に基づき作成した自主管理作業安全管理計画書の記載内容について、監督員等の立会いを求め、現地で確認を受けるものとする。

(監督員等の立会い)

第10条 自主管理作業のうち、次に掲げる作業については、原則として監督員等の立会いを要するものとする。

(1) 別表第2に掲げる作業

(2) その他工事施工に伴い、運転保安上何らかの支障の発生が懸念される作業

2 前項の規定に関わらず、当局が休止した施設がある場合は、別途、監督員等と協議する。

(主任技術者等の立会い)

第 11 条 自主管理作業のうち、次に掲げる作業については、専門作業特有のリスクに対して列車の運行に対する安全を確認する主任技術者等の立会を要するものとする。

- (1) 電力及び信号通信の作業
- (2) 電力及び信号通信以外の列車の運行に影響を及ぼす作業

(主任技術者等への教育)

第 12 条 請負人等（近接施工における協議者を除く。）は、請負工事等（近接施工を除く。）の契約ごとに監督員等が実施する主任技術者等への教育に、主任技術者等を参加させなければならない。

2 前項の教育の実施に先立ち、主任技術者等の名簿を工事監督簿（横浜市交通局監督事務取扱要綱第 5 条に定める工事監督簿をいう。）で提出する。

3 前項の教育の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 専門作業特有のリスクの共有及び注意事項
- (2) 監督員等又は主任技術者等の立会の要否
- (3) その他必要な事項

付則

(施行期日)

この要領は、平成 21 年 9 月 7 日より施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 1 月 20 日より施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 1 月 23 日より施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 12 月 11 日より施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この要領は、令和元年 5 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 8 日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 3 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際改正前の請負工事等自主管理作業要領の規定により、すでに安全

確認者安全講習申請書を受領しているものについては、従前の安全確認者安全講習指名通知を使用することとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年6月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年6月12日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日より施行する。

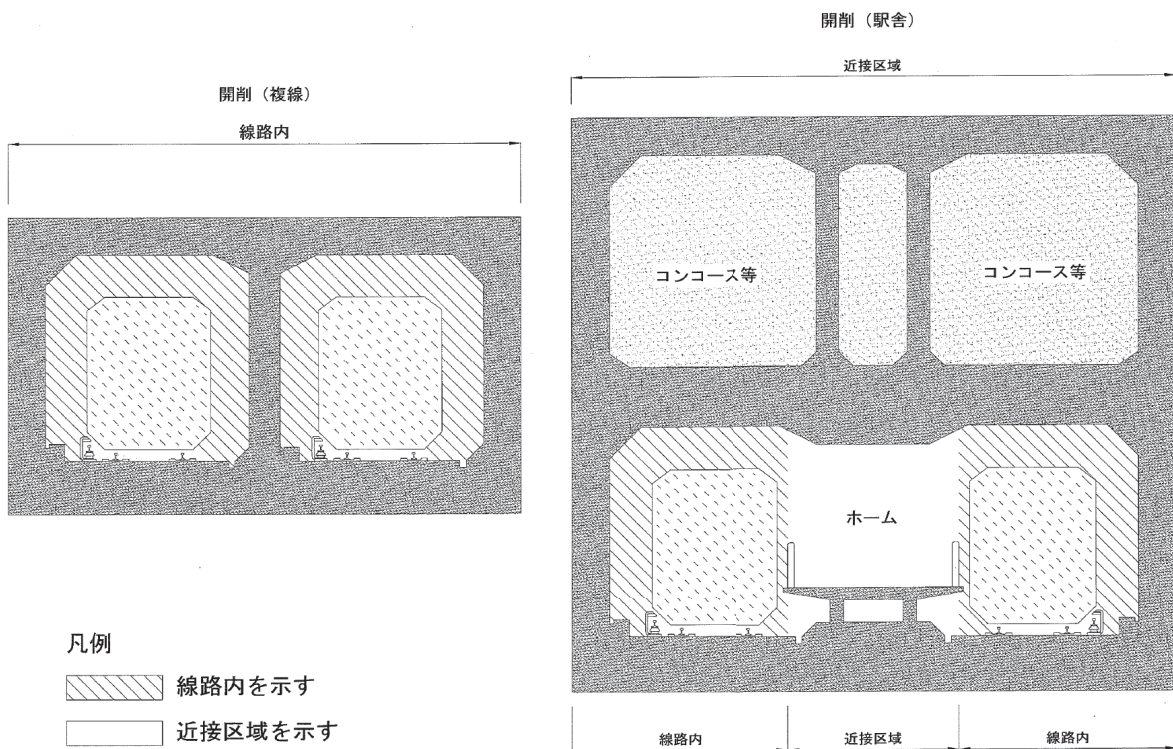
(経過措置)

2 この要領の施行の際、改正前の請負工事等自主管理作業要領の規定により、すでに作業安全管理計画書の承諾を受けているものについては、従前の作業安全管理計画書を使用することとする。



作業場所による区分

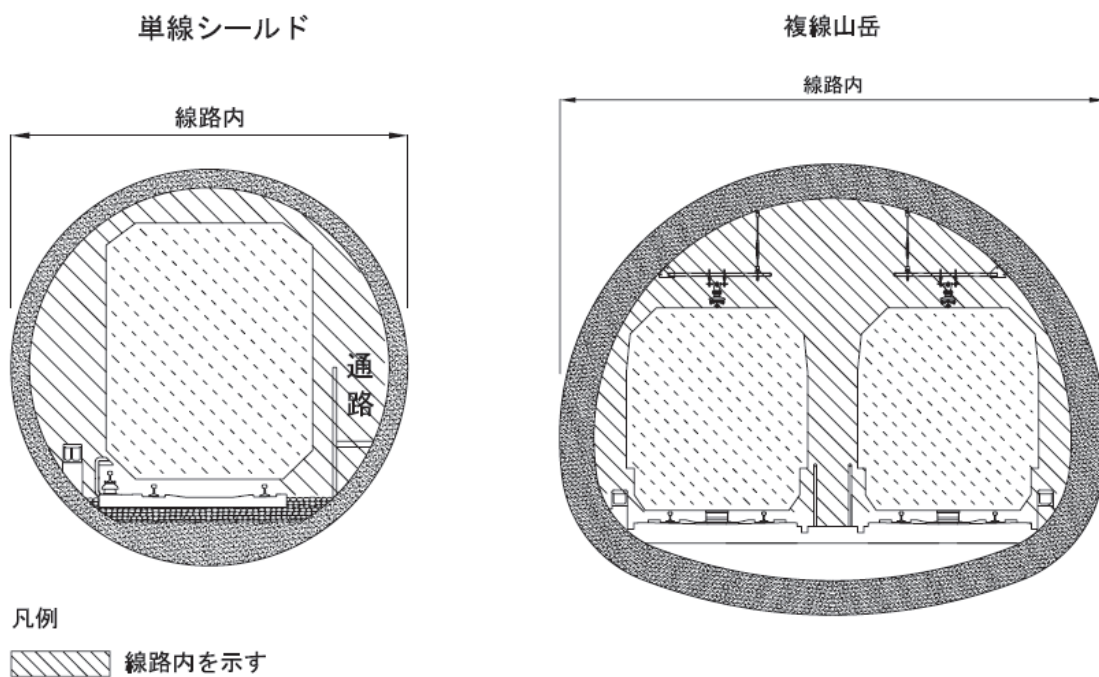
(別図-1)



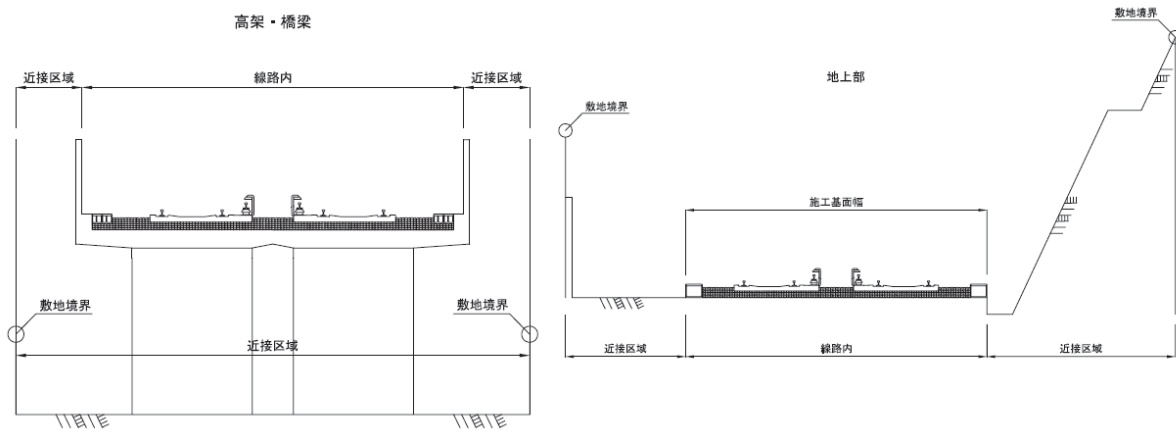
※ホーム (近接区域) ホーム上で、可動式ホーム柵の内側。安全を確保できるホーム下をいう。

コンコース等 軌道階以外のフロアをいう。軌道階以外にあるポンプ、電気室等を含む。

(別図-2)



(別図-3)



※上記のほか、近接区域の詳細については、監督員等からの指示による。



別表第2（第10条）

業種	監督員等の立会いを要する作業
各業種共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大型保守用機械等を伴う場合。ただし、資機材運搬（指揮者が同乗）のみの場合を除く。</li> <li>2 他の基準・規程等で監督員等の立会いが定められている場合</li> <li>3 当局において、初めて採用する工法で行う作業の場合</li> <li>4 他の工事又は保守管理所の直営作業と競合する場合。ただし、あらかじめ工程等の調整がなされた場合を除く。</li> </ol>
施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 線路の破線を伴う作業を行う場合</li> <li>2 軌道仮受状態で徐行が必要となる作業を行う場合</li> </ol>
電力	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サードレールの撤去または移設</li> <li>2 エンドアプローチ脱着</li> <li>3 サイドインクライン脱着</li> <li>4 接続線の脱着</li> <li>5 サードレール支持物の脱着</li> <li>6 架空電車線の割入れ、張替</li> <li>7 架空電車線の引留装置交換</li> <li>8 運用中の機器の操作に関する作業（保護連動含む）</li> <li>9 主回路に接地の取付け、取外しに関する作業</li> <li>10 新設機器の試験に関する作業</li> <li>11 既設変電機器と新設変電機器を接続する作業</li> <li>12 変電所を直接に切り換える作業</li> </ol>
信号通信	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 インピーダンスボンド（本体交換、リード線袖端子及び負極を脱着）</li> <li>2 転てつ機（本体交換、本体改修、転てつ機の動作に直接関係する回路の改修）</li> <li>3 進路設定が必要な作業</li> <li>4 既設信号回路を改修する作業</li> <li>5 既設信号回路と新設信号回路を切り換える作業</li> <li>6 列車無線装置（中央装置・基地局）の改修に関する作業</li> <li>7 保安通信線を切り替える作業</li> <li>8 運転指令電話の改修に関する作業</li> </ol>